

尾張旭市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 取組みの経緯	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の対象とする感染症	3
5 計画の見直し	3

第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本の方針

1 対策の目的	5
2 発生段階と緊急事態宣言	6
3 対策の基本的な考え方	7
4 対策実施上の留意点	9
5 被害想定	9
6 対策推進のための役割分担	11
7 行動計画の主要6項目	13

第3章 各発生段階における対策

1 未発生期	23
2 海外発生期・県内未発生期	26
3 県内発生早期	30
4 県内感染期	33
5 小康期	37

第4章 資料

用語解説	40
------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために平成25年4月に施行されました。

こうした背景のもと、特措法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、新たに尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成することとしました。

2 取組みの経緯

(1) 国の取り組み

厚生労働省では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を経て、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定されました。

その後、同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されましたが、入院患者数は約1万8千人、死者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまりました。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対

応等について、多くの知見や教訓等が得られました。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至りました

政府は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、平成25年6月7日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成しました。

(2) 県の取り組み

県においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、これまでの国の行動計画の改定を踏まえ、平成21年5月及び平成24年2月に改定を行ってきました。

平成25年11月、特措法第7条の規定により、政府行動計画に基づき、これまでの行動計画を見直し、「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定しました。

県行動計画は、県内の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めています。

(3) 本市の取り組み

本市においては、国及び県の行動計画を踏まえ、平成21年12月に「尾張旭市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。今回、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、これまでの行動計画を見直し、新たに市行動計画を作成するものです。

3 計画の位置づけ

法的な根拠

特措法第8条に基づき、尾張旭市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

[平成24年法律第31号]

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

4 計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

(1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

(2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

5 計画の見直し

計画の見直しについては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて行います。

また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には適宜変更を行います。

第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

1 対策の目的

(1) 新型インフルエンザ等の特徴

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能と言えます。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本及び本市への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には多くの市民が患うものであり、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受け入れ能力を超えてしまうということを念頭に置く必要があります。

(2) 対策の目的と戦略

上記のとおり、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があります。対策を講じる際の主たる目的としては、次の2点が想定されます。

ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

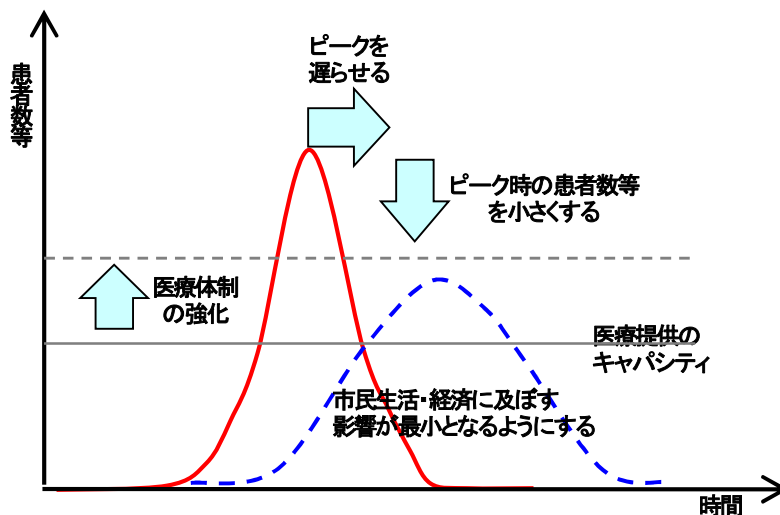
- ・感染拡大を抑え流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により重症者数や死亡者数を減らす。

イ 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・地域での感染対策等により欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等

により医療の提供の業務または市民の生活及び経済の安定に関する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図



2 発生段階と緊急事態宣言

(1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等の発生段階を未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階の分類としていますが、県行動計画では、医療提供や感染拡大防止策等について、地域における発生状況に柔軟に対応する必要があることから、国の国内発生早期・国内感染期を県内未発生期・県内発生早期・県内感染期に分類しています。

本市における対策は、県行動計画に定められている発生段階に応じて実施することとし、新型インフルエンザ発生に際しては、県及び県内市町村と連携し、一体となった対策を講じるものとします。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、対策の内容は、発生段階のほか、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化することに留意する必要があります。

(2) 発生段階

状 態	発生段階	
	市・県	国
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、愛知県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期
愛知県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学的調査で追える状態	県内発生早期	
愛知県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	

3 対策の基本的な考え方

(1) 状況に応じた柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策を講じます。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策が基本的対処方針により示されます。そして、県においては、基本的対処方針を踏まえて、県が実施すべき対策が決定されます。

市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定していきます。

国においては、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしています。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしています。県においては、それらを踏まえた対策の見直しが行われますので、市としては、それらの内容に基づき、市が実施する対策の見直しを行います。

(2) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策にかかる市の責務は、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関する対策を実施すること等です。対策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る必要があります。

なお、県への協力を前提に、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れに沿った対策を進めていきます。具体的な対策については、第3章において、発生段階毎に記載します。

ア 発生前の段階

発生前の段階では、地域における医療体制の整備への協力、ワクチン接種体制の整備、情報収集・提供体制の整備、要援護者への支援体制の整備、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行います。

また、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準

備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策では、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。そのため、予防的対策等の継続的な情報提供を行います。

イ 発生が確認された段階

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替えます。

市内での患者が確認されるまでの間は、県・保健所及び医療機関との連携を強化し、市民に対する確かな情報の提供等を図ります。

ウ 県内・市内で発生が確認された段階

県内で患者が確認された当初の段階では、①及び②に加え、感染拡大のスピードをできる限り抑制することを目的とした各般の対策を講ずるとともに、県が行う患者の入院勧告や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある人の外出自粛や、その人に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力します。

また、病原性に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等に協力します。

エ 県内・市内で感染が拡大した段階

県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保、市民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行います。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることも考えられるため、国、県、事業者等と相互に連携して、社会の状況に応じて臨機応変に対処します。

(3) 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う必要があります。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける必要もあります。

4 対策実施上の留意点

(1) 国、県、指定地方公共機関との連携

国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備えます。また、発生時には、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重します。

県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとなります。

その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います。

(5) 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

5 被害想定

(1) 被害想定のかえ方

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。しかし、鳥

インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

政府行動計画及び県行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定し、患者数、受診者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っています。

本市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画及び県行動計画の中で示された推計を参考に行いました。

なお、国の推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を考慮していません。また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しが行われます。

(2) 被害想定

項目	尾張旭市		愛知県		国	
流行期間	約8週間					
総人口	81,140人		約741万人		約1億2,806万人	
患者数 (人口の25%)	約20,300人		約185万人		約3,200万人	
医療機関 受診患者数	約8,200人～15,000人		約75万人～145万人		約1,300万人～2,500万人	
病原性の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約340人	約1,270人	約3万1千人	約11万6千人	約53万人	約200万人
1日最大 入院患者数	約65人	約250人	約6千人	約2万3千人	約10万1千人	約39万9千人
死亡者数	約110人	約410人	約1万人	約3万7千人	約17万人	約64万人

※総人口は、平成22年国勢調査（平成22年10月1日現在）より

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

市民の25%が流行期間（約8週間）に罹患する。罹患した従業員の大部分は、欠勤後1週間から10日間程度で治癒し（免疫を得て）職場に復帰します。

県行動計画では、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は、国民の約1%と推定されていることから、ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度、さらに、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤するケースを想定しています。

6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、国、県及び市や関係機関が連携して取り組むことが重要であり、それぞれの主体が次に掲げる役割を果たし、総合的に対策を推進していく必要があります。

(1) 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めます。
- ・世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

(2) 県の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し対応します。
- ・市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 市の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
- ・対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力します。

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携します。

(5) 指定地方公共機関※の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における対策の内容や実施方法を定めた業務計画を作成し、県知事に報告します。

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

※ 指定地方公共機関：都道府県の区域において医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいいます。

(6) 登録事業者※の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

※ 登録事業者：新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となります。

(7) 一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に、多数の人が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(8) 市民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7 行動計画の主要6項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」と「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、6項目に分けて計画を立案しています。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有
- ③ まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 医療
- ⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保

各項目の対策については、「第3章 各段階における対策」において発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりとします。

(1) 実施体制

市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じ尾張旭市新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、関係各課等が連携を図りながら、県、近隣市町、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がされた場合は、直ちに、尾張旭市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止及び社会機能維持を図ります。

《尾張旭市新型インフルエンザ等対策本部》

本部長は、新型インフルエンザ等対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等、速やかに事案対応を行います。

① 対策本部の構成

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部長：企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、こども子育て部長、都市整備部長、消防長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長、尾張旭市長久手市衛生組合事務局長 総合推進室長

事務局：健康福祉部健康課

その他：市長が必要と認めた者

② 対策本部の所掌事務

- ・新型インフルエンザ等の対策行動の実施に関する事
- ・新型インフルエンザ等の情報の収集、伝達に関する事
- ・職員の配備に関する事
- ・県の対策本部との連絡に関する事
- ・その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項の決定に関する事

③ 対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実務を推進するために必要がある場合、本部長は、副本部長及び本部員を招集して新型インフルエンザ等対策本部会議を開催します。

《尾張旭市新型インフルエンザ等対策連絡会》

新型インフルエンザ等の予防対策、発生時の危機拡大防止策などを協議し本行動計画の推進を図ります。

① 対策連絡会の構成

会 長：健康福祉部長

副会長：健康課長、総務課長

構成員：人事課長、情報課長、行政経営課長、災害対策室長、財産経営課長、市民活動課長、産業課長、環境課長、福祉課長、長寿課長、こども課長、保育課長、都市計画課長、上水道課長、消防総務課長、教育行政課長

事務局：健康福祉部健康課

② 対策連絡会の所掌事務

- ・新型インフルエンザ等情報の収集に関する事
- ・新型インフルエンザ等についての正しい理解、予防対策、家庭での備蓄事項などについての広報に関する事
- ・新型インフルエンザ等対策に関する事

③ 対策連絡会議

会長は、必要に応じて構成員を招集して、新型インフルエンザ等対策連絡会を開催します。

(2) 情報提供・共有

ア 基本的考え方

【情報共有・提供の目的】

- ・市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、県、市、医療機関、事業者、市民の各々が役割を理解するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須です。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意します。

【情報提供手段の確保】

- ・外国人、障がい者、高齢者にも分かりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行います。

イ 発生前における市民等への情報提供

- ・発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供します。

- ・特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部署が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していきます。

ウ 発生時における市民等への情報提供及び共有

【発生時の情報提供】

- ・新型インフルエンザ等の発生時において、市は最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担います。

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行います。

- ・地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報など、感染が疑われ、また患者となった場合の適切な行動等に関する情報を提供します。

- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、県、近隣市町村、医療関係機関等と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信するよう努めます。

- ・市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等を活用します。

- ・市民からの問い合わせに対応できるよう尾張旭市保健福祉センター内健康課に相談窓口を設置し情報を集約できる体制を整えます。

- ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え認識の共有を図ります。

【市民の情報収集の利便性向上】

- ・市民が容易に情報収集できるよう、全庁の情報、指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、ホームページ上に専用のサイト等を開設します。

エ 情報提供体制

情報提供にあたっては、情報を集約して一元的に発信するため、適時適切に情報を集約・共有します。

(3) まん延防止

ア 目的

流行のピークをできるだけ遅らせて、各種対策に必要な体制を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限に止めることにより、市内の医療体制の破綻を回避し、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とします。

イ 主な感染拡大防止策

個人レベルの対策については、未発症期から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、県内発生の初期段階では、新型インフルエンザ等患者に対する入院措置や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に協力します。

地域対策及び職場対策については、市内発生の初期の段階から、個人レベルの対策のほか、学校・保育施設や職場等において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、県が実施する不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等に協力します。

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

【ワクチン】

・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

・特定接種には、プレパンデミックワクチンが有効であれば、プレパンデミックワクチンを用いることとなりますが、プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用い

ることとなります。

・新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

【特定接種】

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種を言います。

▽対象

・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

※ 特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務が定められている。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

特定接種の対象となる者の基準は、この基本的考え方を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号）で示されている。

▽接種順位

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、

その他の関連事項を決定されます。

▽接種体制

・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされますが、市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力します。

・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備します。

【住民に対する予防接種】

特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。

なお、具体的な予防接種の実施については、国が示す接種体制の具体的なモデルに沿って行います。

▽対象者

住民接種は、全市民を対象とします（在留外国人を含む。）。なお、市民以外の対象者としては、尾張旭市内の医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等も考えられます。

▽対象者の区分

国の基準により基本的には以下の4つの群に分類されますが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応します。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

▽接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考

慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定されます。

① 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

a 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者、2 成人・若年者、3 小児、4 高齢者の順

b 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者、2 高齢者、3 小児、4 成人・若年者の順

c 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者、2 小児、3 高齢者、4 成人・若年者の順

② 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

a 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

1 小児、2 医学的ハイリスク者、3 成人・若年者、4 高齢者の順

b 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

1 小児、2 医学的ハイリスク者、3 高齢者、4 成人・若年者の順

③ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

a 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者、2 小児、3 成人・若年者、4 高齢者の順

b 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

（高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

1 医学的ハイリスク者、2 小児、3 高齢者、4 成人・若年者の順

▽接種体制

- ・尾張旭市が実施主体となります。
- ・原則として、集団接種となります。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保します。

▽留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の

医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施されます。

▽医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請します。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

県等からの要請に応じ、次の対策等に適宜協力します。

医療に対する県の対策（愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画）

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、また県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ 発生前における医療体制の整備

県等は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来（以下「帰国者・接触者外来」という。）を設置する医療機関や公共施設等のリストをあらかじめ作成し設置の準備を行う。

さらに発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター（以下「帰国者・接触者相談センター」という。）の設置の準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に帰国者・接触者外来を確保して診療を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、その周知を図る。

県内感染期（県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。これらの医療提供体制については、新型インフルエンザ等発生時に混乱が起きないように、広く県民や医療関係者に周知することが重要である。また、各地域において、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり地区医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

エ 医療関係者に対する要請・指示、補償

知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士に対し、医療を行うよう要請等をする。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

オ 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目安として国が示す本県の備蓄目標量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。
- ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。
- ③ 不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対して国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

イ 在宅療養患者への支援

県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する患者への支援を行います。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行います。

第3章 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6分野の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施します。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国、県の方針に沿ったものとするとともに、県内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととします。

1 未発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態です。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況です。

イ 目的

- ・発生に備えて体制の整備を行います。
- ・県等と緊密に連携するとともに、早期の情報収集、確認に努めます。

ウ 対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行います。

(2) 実施体制

ア 行動計画等の作成

- ・特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。

イ 体制の整備と国・県等との連携強化

- ・必要に応じて尾張旭市新型インフルエンザ等対策連絡会（以下「市対策連絡会」という。）を開催し、発生時に備えた対策の方針等を確認します。
- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、発生時の業務の継続について検討を進め、尾張旭市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）の随時見直しを行います。
- ・県、その他の市町と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、

連携体制の確認、訓練を実施します。

- ・国、県が実施する研修会等への参加、関係機関等への研修派遣等を行い、人材育成を図ります。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等を利用して、継続的に分かりやすい情報提供を行います。
- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図ります。

イ 体制整備

- ・発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努めます。
- ・保健所との連携のもと、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう努めます。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるための相談窓口を設置できるよう準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

ア 個人レベルでの対策の普及

- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対応について理解促進を図ります。また、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知できるよう準備します。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知できるよう準備します。

(5) 予防接種

ア 事業者の登録

- ・国の要請を受け、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録要項に従い、周知及び登録申請の受付について協力します。

イ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

- ・特定接種の対象となり得る地方公務員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築します。

[参考：特定接種の接種対象業種]

	類型	業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	介護・福祉型サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型（業務同類系）	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型（社会インフラ系）	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	④

(イ) 住民接種

・国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対し速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図ります。

・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町村における接種を可能にするよう努めます。

・国が示す接種体制の具体的なモデルを踏まえ、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

・ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、次に掲げる事項等に留意し、医師会等と連携の上、接種体制を構築します。

- a 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- b 接種場所の確保（医療機関、保健福祉センター、学校等）
- c 接種に要する器具等の確保
- d 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

- ・接種のための会場については、尾張旭市保健福祉センターとしますが、政府のガイドラインでは人口1万人に1か所程度の接種会場を設けることとなっているため、小中学校やその他公共施設での実施も検討します。

- ・各会場において集団接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。

ウ 情報提供に係る国への協力

- ・新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国が行う国民への理解促進に協力します。

(6) 医療

ア 地域医療体制整備への協力

- ・県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力します。

イ 情報提供・共有

- ・医療機関に対する情報提供・共有を円滑にするための体制を整備します。

- ・県内感染期には医療従事者が不足する場合が想定されるため、医師会と連携し、軽症者ではできる限り一次医療機関を受診するようにするなど、市民に対し適切な医療が提供できるように広報・啓発を図ります。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 要援護者への生活支援

- ・県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きの整備を進めます。

- ・市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進めます。

- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストは、災害時要援護者台帳に準拠します。

イ 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染予防物資及び資材を備蓄、点検します。

2 海外発生期・県内未発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態です。
- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態です。

イ 目的

- ・市内発生に備えて体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう体制を整えます。
- ・国、県等を通じて、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集に努めます。
- ・県等と連携して、国内外での発生状況について注意喚起するとともに、県市内発生に備え市民に準備を促します。
- ・予防接種の準備等、県市内発生に備えた体制を整えます。

(2) 実施体制

ア 情報の集約・共有・分析

- ・海外又は国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じ尾張旭市新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、情報の集約・共有・分析を行います。

イ 尾張旭市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・特措法に基づき緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに尾張旭市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・国及び県が発信する情報を入手するとともに、市民に対して、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を市のホームページ等を活用し情報提供し注意喚起を行います。

イ 相談窓口の設置

- ・他の公衆衛生業務に支障を来さないように、尾張旭市保健福祉センター内健康課に市民からの一般的な健康相談や生活相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行います。

ウ 情報共有

- ・県を始め関係機関との情報共有を迅速に行うため、インターネット等を活用し双方向の情報共有を行います。

(4) まん延防止

ア 個人レベルでの対策の普及

- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践す

るよう啓発します。

イ 地域等レベルでの対策の普及

- ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図ります。

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・県をはじめ関係機関等と協議・調整を行い、ワクチンを円滑に流通できるよう協力します。

イ 特定接種

- ・特定接種対象者に対し、接種の目的、実施方法、安全性、有効性等に関する情報提供を行います。
- ・国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる市職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行います。

ウ 住民接種

- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始します。接種の実施にあたり、公的な施設の活用、医療機関への委託等により接種会場を確保します。

- ・原則として、市民を対象に集団接種を行います。

- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある人については、接種会場に赴かないよう周知するとともに、接種会場において掲示等により注意喚起すること等により接種会場における感染対策を図ります。

- ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団接種を実施する会場において接種することを原則とします。なお、場合によっては、通院中の医療機関において接種することも検討します。

- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意します。

- ・ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として100人以上を単位として集団接種できる体制を検討します。

- ・1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団接種によらず接種を行うことも検討します。

- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討しま

す。

- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団接種を行うことを検討します。

エ 住民接種の広報・相談

- ・市民からの基本的な相談に応じます。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供します。

オ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布します。

カ 情報提供

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国・県と連携して積極的に情報提供を行います。

(6) 医療

ア 地域医療体制整備への協力

- ・県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力します。

イ 情報提供

- ・保健所に設置された帰国者・接触者相談センターについて、周知する。
- ・発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者の受診方法について、周知する。
- ・県内感染期には医療従事者が不足する場合が想定されるため、医師会と連携し、軽症者はできる限り一次医療機関を受診するようにするなど、市民に対し適切な医療が提供できるように広報・啓発を図り地域医療が円滑に機能するよう努めます。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等の発生が確認されたことの周知に努めます。

イ 遺体の火葬・安置

- ・国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応します。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めます。

ウ 生活相談窓口の設置

- ・状況に応じ、生活相談窓口を設置します。

3 県内発生早期

(1) 概要

ア 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追える状態です。

イ 目的

- ・市内での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

ウ 対策の考え方

- ・流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行います。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとります。
- ・医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保に係る協力、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(2) 実施体制

ア 情報の集約・共有・分析

- ・市内ですべて初めて新型インフルエンザ等の患者が確認された場合は、速やかに市対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行います。

イ 基本的対処方針の協議・検討

- ・国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ市対策本部会議を開催し、感染拡大防止策等に関する基本的対処方針を協議・検討します。

ウ 業務体制

- ・尾張旭市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）に基づき業務を実施します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・国及び県が発信する情報を入手するとともに、市のホームページ等を活用し市民への情報提供に努めます。また、地域の発生状況や具体的な対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について、できる限り迅速に情報提供します。

- ・学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。

イ 相談窓口の体制強化

- ・相談窓口等において適切な情報提供の実施ができるように体制を充実・強化します。

ウ 情報共有

- ・県を始め関係機関との情報共有を迅速に行うため、インターネット等を活用し双方向の情報共有を行います。

(4) まん延防止

県に協力して、発生地域の市民や関係者に対して次の対策を行います。

- ・市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請します。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請します。

(5) 予防接種

ア 住民接種の実施

「2 海外発生期・県内未発生期」からの対策を継続します。

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布します。

【緊急事態宣言がされている場合】

① 住民に対する予防接種の実施

- ・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(留意点は、「2 海外発生期・県内未発生期」のとおり。)

② 住民接種の広報・相談

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。

- ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して1 情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - エ 臨時接種、集団接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ・ これらを踏まえ、広報にあたっては、次のような点に留意します。
 - ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - ウ 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。
 - ・ 具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行います。

(6) 医療

「2 海外発生期・県内未発生期」からの対策を継続します。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の発生が確認されたことの周知に努めます。
- ・ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行います。
- ・ 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、関係機関と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

イ 遺体の火葬・安置

- ・ 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業等に従事する者の手に渡るよう調整します。

【緊急事態宣言がされている場合】

① 水の安定供給

- ・ 消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格高騰につながるような行動を控えるなど適切な行動をとるよう市民に対し呼びかけていきます。

4 県内感染期

(1) 概要

ア 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態です。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。）

イ 目的

- ・医療体制を維持します。
- ・健康被害を最小限に抑えます。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えます。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行います。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、市民への積極的な情報提供を行います。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・医療体制を維持するため、県の対策に極力協力することにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめます。
- ・欠勤者の増大が予測されますが、市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- ・状況の進展に応じて、県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(2) 実施体制

ア 基本的対処方針の決定

- ・市対策本部会議は、県又は市全体として感染期に入ったことを宣言するとともに、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、感染期における対策の基本的対処方針を決定します。

イ 業務体制

- ・引き続き尾張旭市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）に基づき業務を実施します。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・引き続き、国及び県が発信する情報を入手するとともに、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民への情報提供に努めます。また、地域の発生状況や具体的な対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について、できる限り迅速に情報提供します。
- ・特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、地域の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。

イ 相談窓口の体制強化

- ・引き続き、相談窓口等において適切な情報提供の実施ができるように体制を充実・強化します。

ウ 情報共有

- ・県を始め関係機関との情報共有を迅速に行うため、インターネット等を活用し双方向の情報共有を行います。

(4) まん延防止

県に協力して、発生地域の市民や関係者に対して、引き続き、次の対策を行います。

- ・市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請します。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請します。

【緊急事態宣言がされている場合】

① 外出自粛等

- ・県が、本市を対象区域として、外出自粛等の要請を行った場合には、市民へ周知する。

② 施設の使用制限等

- ・県が本市の施設に対して、施設の使用制限等の要請を行った場合には、要請に従い対応する。

(5) 予防接種

ア 住民接種の実施

- ・予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。
(留意点は、「2 海外発生期・県内未発生期」のとおり。)

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布します。

【緊急事態宣言がされている場合】

① 住民接種の実施

- ・基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。
(留意点は、「2 海外発生期・県内未発生期」のとおり。)

② 住民接種の広報・相談

- (留意点は、「3 県内発生早期」のとおり。)

(6) 医療

ア 地域医療体制整備への協力

- ・県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力します。
- ・市内における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、医師会と連携しながら調整して確保します。
- ・医師会との連携のもと、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅で療養し、軽症者はできる限り1次医療機関で診療を受けるという地域医療体制が構築されるよう努めます。

イ 在宅で療養する患者への支援

- ・国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

ウ 情報提供

- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅で療養し、軽症者はできる限り1次医療機関で受診するよう、市民に対し広報・啓発を図るとともに、感染が疑われ、また患者となった場合の適切な行動等に関する情報を提供し、地域医療が円滑に機能するよう努めます。

- ・市内における新型インフルエンザ等患者の診療体制について、医師会と連携しながら、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図ります。

【緊急事態宣言がされている場合】

(臨時の医療施設の設置に対する協力)

国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供します。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 要援護者対策

- ・県内感染期に移行したことの周知に努めます。
- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。
- ・引き続き、要援護者対策を実施します。また、食料品・生活必需品等の供給に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行います。

イ 遺体の火葬・安置

- ・引き続き、遺体の搬送作業等に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。
- ・県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携します。

【緊急事態宣言がされている場合】

① 水の安定供給

(留意点は、「3 県内発生早期」のとおり。)

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県

と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。

③ 要援護者対策

- ・国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け対応します。

④ 遺体の火葬・安置

- ・国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け対応します。

- ・県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、他の市町に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。

- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保し、遺体の保存を適切に行います。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。

- ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。

5 小康期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態です。
- ・大流行は一旦終息している状況です。

イ 目的

市民の生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

ウ 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報を提供します。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(2) 実施体制

ア 措置の縮小・中止

- ・県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

イ 市対策本部の廃止

- ・政府が緊急事態宣言を解除したときは、速やかに市対策本部を廃止します。

ウ 対策の評価・見直し

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計画等の見直しを行います。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・市民に対し、第一波の終息と第二波に備える必要性等を情報提供します。
- ・相談窓口寄せられた問い合わせや関係機関等から収集した情報を取りまとめ、必要に応じ県に提供することで情報の共有を図ります。

イ 相談体制の縮小

- ・状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小します。

(4) まん延防止

県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国・県の見直しを市民に周知します。

(5) 予防接種

ア 住民接種の実施

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進めます。

(留意点は、「2 海外発生期・県内未発生期」のとおり。)

イ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を市内の医療機関に配布します。

【緊急事態宣言がされている場合】

① 住民接種の実施

- ・流行の第二波に備え、国及び県と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を実施します。

(留意点は、「2 海外発生期・県内未発生期」のとおり。)

② 住民接種の広報・相談

(留意点は、「3 県内発生早期」のとおり。)

(6) 医療

県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力します。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

【緊急事態宣言がされている場合】

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

・国、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

第4章 資料

【用語解説】 ※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。